

精神保健福祉センター一所報

平成29年度実績



鳥取県立精神保健福祉センター

目 次

I センターの概要

1	沿 革	-----	1
2	業務の概要	-----	1
3	組 織	-----	2
4	施 設	-----	2

II 平成29年度事業実績

1	技術指導・技術援助	-----	3
2	教育研修	-----	8
3	普及啓発	-----	12
4	調査研究	-----	13
5	精神保健福祉相談	-----	14
6	組織育成	-----	16
7	くらしの講座	-----	18
8	精神医療審査会事務	-----	18
9	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務	-----	19

III 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則 ----- 20

IV 鳥取県立精神保健福祉センター業務要領 ----- 22

V 資料編

1	鳥取県市町村における妊産婦支援の現状と課題 ～妊産婦支援に関するアンケート調査から～	-----	1
2	鳥取県における若年層（29歳以下）の自死者数 ～平成21年から27年の警察統計より～	-----	15

I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、都道府県における精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るために設置された精神保健福祉に関する技術的中枢機関であり、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導を行うとともに、保健所及び市町村等の関係機関に対して技術指導・技術援助を行うものである。

平成3年10月1日 鳥取県立精神保健センター開所

平成7年7月1日 鳥取県立精神保健福祉センターに名称変更

平成18年3月31日 デイケア廃止

平成22年3月24日 鳥取県立精神保健福祉センター内に鳥取県自死対策推進センター開設

所在地	〒680-0901 鳥取市江津318-1
電話	0857-21-3031
ファクシミリ	0857-21-3034
E-mail	seishincenter@pref.tottori.lg.jp
ホームページ	http://www.pref.tottori.lg.jp/seishincenter/

2 業務の概要

(1) 企画立案

地域の精神保健福祉活動を進めるために、精神保健福祉主管課や関係機関に対し、精神障がい者の社会復帰の推進について専門的立場から提案、意見等を行う。

(2) 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

精神保健福祉関係業務に従事する職員を対象として、その資質の向上を図るため、精神保健福祉に関する専門的な教育・研修を実施する。

(4) 普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行う。

(5) 調査研究

精神保健福祉活動の推進及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行う。

(6) 精神保健福祉相談

こころの悩みや精神疾患等に関する相談（複雑又は困難なもの）に対し、面接及び電話による相談指導を行う。

(7) 組織育成

地域精神保健の向上を図るため、組織の育成を図るとともに、精神保健福祉に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行う。

(8) 精神医療審査会事務

精神障がい者の入院の要否、処遇の適否に関する審査を行う精神医療審査会の事務を行う。

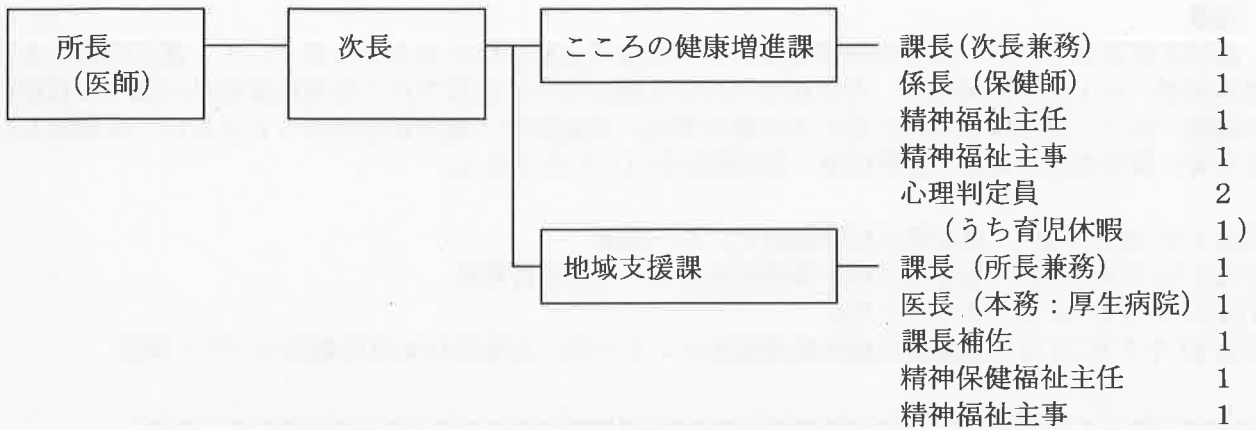
(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務

精神障がい者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する審査判定を行う。

(10) くらしの講座

精神障がい者の地域生活を支援するため各種の教室を行う。

3 組織

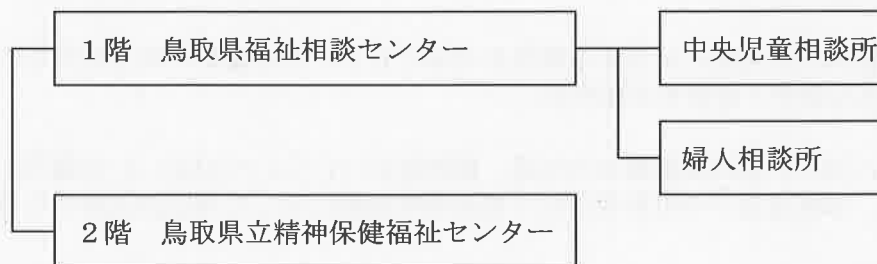


予算・庶務担当：(兼) 元気づくり総本部東部振興監東部振興課総務・庁舎管理担当

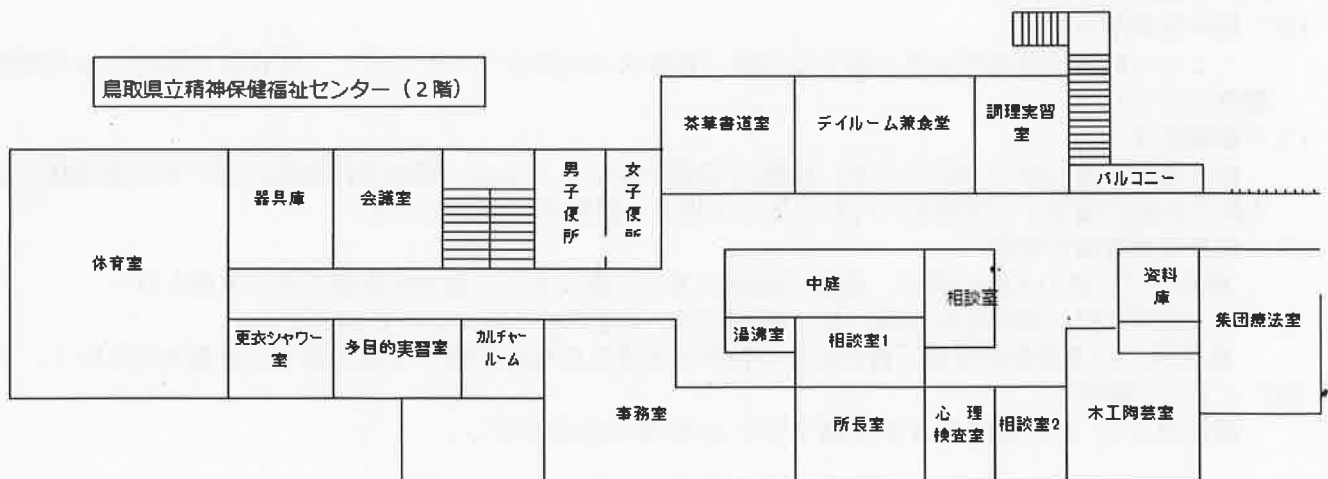
4 施設

(1) 所在地 鳥取市江津318-1

(2) 建築概要 ※鳥取県福祉相談センターと併設
 敷地面積 7,740.59 m² (福祉相談センター及び精神保健福祉センター)
 建築面積 1,359.80 m² (本館及び一時保護棟)
 建築延面積 2,517.56 m² (うち精神保健福祉センター占有面積 972.80 m²)
 車庫棟 112.50 m²
 自転車置場 21.00 m²
 構造 鉄筋コンクリート造2階建



(3) 平面図



II 平成29年度事業実績

1 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関等に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行った。

(1) 関係機関別の状況

(単位：回、人)

対象機関	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	社会福祉施設	介護老人施設	母子生活支援施設	障がい者支援施設	教育
回数	33	28	0	29	6	1	12	20	29
対象者延人員	713	637	0	872	100	120	39	523	599

対象機関	司法	労働	警察	看護学校	行政	その他	計
回数	24	6	3	15	81	18	305
対象者延人員	283	142	200	600	3,161	679	8,668

(2) 地域別（保健所管内別）・業務内容別の状況

(単位：回、人)

	鳥取		倉吉		米子		全県		県外		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
相談会等	51	243	5	22	9	61	3	27	0	0	68	353
研修会等	17	387	6	216	12	658	12	785	11	650	58	2,696
会議	40	890	7	99	22	538	60	1,304	22	1,163	151	3,994
その他	20	655	2	30	3	30	1	700	2	210	28	1,625
計	128	2,175	20	367	46	1,287	76	2,816	35	2,023	305	8,668

(3) 業務分類別の状況

(単位：回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自殺対策	その他	計
相談会等	35	0	5	20	0	8	68
研修会等	7	8	12	28	1	17	73
会議	2	5	4	65	19	56	151
その他	0	9	0	1	1	2	13
計	44	22	21	114	21	83	305

(4) 相談会等の内訳

(単位：回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自死対策	その他	計
相談会	0	0	0	0	0	0	0
ケース検討会	11	0	1	8	0	6	26
ケース相談	10	0	4	0	0	1	15
その他	14	0	0	12	0	1	27
計	35	0	5	20	0	8	68

(5) 研修会等の内訳

ア 思春期

年月日	内 容	対象	担当
29.7.18	平成 29 年度家庭裁判所調査官自庁研修／講演「発達障害の子どもと家族の面接」	裁判所調査官	原田
29.7.24	発達障がい者専門支援員養成研修／講義「発達障害の診断と特性」	関係機関職員	原田
29.8.9	新規採用養護教諭研修／講義「高校生の相談の実際、学校との連携」	教職員	原田
29.9.30	島根県隠岐の島町スタッフ研修会／講演「思春期の抱える問題について」	町役場職員	原田
30.2.10	香川大学メンタルヘルス研究プロジェクト養成講座／講義「子どもの自殺リスクを高める要素について」	教職員等	原田

イ 心の健康づくり

年月日	内 容	対象	担当
29.5.16	県新任課長補佐研修（人材開発センター主催）／講演「職場のメンタルヘルス」	県職員	原田
29.5.19	県新任課長補佐研修（人材開発センター主催）／講演「職場のメンタルヘルス」	県職員	原田
29.5.25	職場のメンタルヘルス	保健師、役場職員	原田
29.6.12	鳥取医療センター・職場のメンタルヘルスケアに関する講演会／講演「職場のメンタルヘルスケア」	医療機関職員	原田
29.6.16	管理監督者等研修会（主催：市町村職員共済組合）／講演「メンタルヘルス対策における管理監督者の役割」	市町村職員	原田
29.6.24	日本精神科看護協会 50 周年記念研修／講演「発達障害の理解」	日本精神保健看護協会会員	原田
29.6.30	北栄町訪問相談員基礎研修会／講義「産後のケア」	市町村職員	原田
29.8.28	県実務講座（人材開発センター主催）／講演「職場の健康管理」	県職員	原田
29.10.13	日南町安全衛生管理委員会職員のメンタルヘルス研修／講演「管理職としてのメンタルヘルス」	日南町職員	原田
29.11.20	米子市「管理職向けメンタルヘルス研修会」／講演「管理職としてのメンタルヘルス」	米子市職員	原田

ウ 社会復帰

年月日	内 容	対象	担当
29.4.12	鳥取大学医学部講義 地域精神保健	鳥取大学	植田
29.4.28	障がい者支援施設職員研修会（精神障害の基本的な知識と、障害特性）	関係機関職員	植田
29.5.23	鳥取市自立支援協議会研修会（元気回復行動プラン WRAP 他）	関係機関職員	植田
29.6.2	鳥取大学医学部講義 障害特性に基づいた心理社会的支援	鳥取大学	植田
29.6.5	県障害福祉サービス従業者障害分野基礎研修精神分野／研修「鳥取県における精神障がいのある方の現状」	関係機関職員	原田
29.6.5	警察機関との精神保健情報交換会／講義「精神障害者の理解と対応について」	保健所	原田
29.6.6	伯耆町職員研修会「発達障害」	伯耆町職員	植田
29.6.23	障がい者支援施設職員研修会「精神障害」	関係機関職員	植田
29.7.18	障がい者支援施設技術支援「対応困難事例」	関係機関職員	植田
29.9.19	障がい者支援施設職員研修「精神障害」	関係機関職員	植田
29.9.22	障がい者支援施設技術支援「アセスメント」	関係機関職員	植田
29.9.26	松の聖母学園職員研修会／講義「行動障害の理解と対応について」	関係機関職員	原田
29.10.27	障がい者支援施設職員研修「職員の対応方法」	関係機関職員	植田
29.10.28	障がい者支援施設職員研修「精神障害」	関係機関職員	植田
29.12.5	障がい者支援施設職員研修「人間の成長」	関係機関職員	植田
29.12.18	障がい者支援施設職員研修「精神障害」	関係機関職員	植田
30.1.16	厚生事業団地域移行・定着支援研修会	研修参加者	植田

30.1.31	鳥取障害者職業センター職員研修／講義「職場におけるメンタルヘルス」	関係機関職員	原田
30.2.6	生活支援スキルアップ研修会	関係機関職員	植田
30.2.9	事例検討によるケアマネジメント研修会	関係機関職員	植田
30.3.5	平成 29 年度地域保健総合推進事業発表会／発表「班研究報告」	保健所職員	原田
30.3.6	元気回復行動プラン研修会	当事者他	植田
30.3.16	平成 29 年度家庭裁判所調査官自庁研修／講演「人格障害」	関係機関職員	原田
30.3.25	てんかん自助グループ「フレンズ」パープルデー講演会	当事者	植田

エ 自死対策

年月日	内 容	対象	担当
29.6.21	看護学校講義「自死対策」	生徒	馬淵

オ ひきこもり、その他

年月日	内 容	対象	担当
29.6.19	米子市精神保健福祉事業地域包括支援センター等職員研修会／講義「支援者のスキルアップ」	米子市職員	原田
29.8.21	愛媛県心と体の健康センター主催ひきこもりに関する研修会／講演「大人の発達障害と依存症」	関係職員	原田
29.8.22	愛媛県心と体の健康センター主催ひきこもりに関する研修会／講演「ひきこもりケースへの支援～成人の発達障害～」	関係職員	原田
29.8.24	鳥取県警察学校講義／講義「被害者カウンセリングについて」	警察職員	原田
29.9.28	全国センター長会ひきこもり研修会	関係職員	上原
29.11.1	平成 29 年度アルコール・薬物等依存症関連問題対策関係者研修会	保健所	加藤
29.11.6	「保健所・精神保健福祉センターの連携による、ひきこもりの精神保健相談・支援の実践研修と対応マニュアルの作成」 研究班 第 3 回 ひきこもりの精神保健相談・支援の実践研修会	保健師等	加藤
29.11.24	智頭警察署管内犯罪被害者支援ネットワーク／講演「犯罪被害者の心理的支援について」	警察職員	原田
29.12.5	発達障がい者専門支援員養成研修／講義「ひきこもり、不登校」	関係職員	原田
29.12.9	鳥取県 DMAT 隊員養成研修／講義「災害時におけるメンタルヘルスカケア」	関係職員	原田
29.12.15	災害時メンタルヘルスカケア研修会（静岡県精神保健福祉センター主催） ／講演「災害被害者の心の支援と支援者のケア」	保健師	原田
30.1.12	精神保健福祉相談員資格取得講習会（京都市主催）／講演「災害被害者の心の支援と支援者のケア」	保健師	原田
30.1.26	南部町社会福祉協議会地域若者支援事業／講演「ひきこもりの理解と対応」	社協職員等	原田
30.2.16	浜田市青少年サポートセンター研修会／講演「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」	教職員等	原田
30.2.26	鳥取いのちの電話「電話相談員養成講座」ひきこもり・ニート	会員	原田
30.3.8	米子市地域包括支援センター等対応力向上研修会	関係職員	原田
30.3.9	若年認知症セミナー	一般	植田
30.3.10	てんかん地域診療連携体制整備事業 てんかん講演会	一般	植田
30.3.12	若年認知症セミナー	一般	植田

カ 看護学校

年月日	内 容	対象	区分	担当
29.5.10	看護学校講義「災害における精神保健福祉活動」	生徒	ひきこもり、その他	原田
29.5.17	看護学校講義「カウンセリング」	生徒	心の健康づくり	上原
29.5.24	看護学校講義「産業と精神保健」	生徒	心の健康づくり	原田
29.5.31	看護学校講義「思春期と発達障害」	生徒	思春期	山下
29.6.7	看護学校講義「ケアの構造と治療環境としての精神科病院」	生徒	社会復帰	原田
29.6.14	看護学校講義「児童虐待と精神保健福祉」	生徒	思春期	山下
29.6.15	看護学校講義「薬物・ギャンブル依存」	生徒	ひきこもり、その他	上原

29.6.21	看護学校講義「自死対策」(再掲)	生徒	自死対策	馬淵
29.6.28	看護学校講義「犯罪被害者・PTSD」	生徒	ひきこもり、その他	原田
29.7.5	看護学校講義「アルコール依存症について」	生徒	ひきこもり、その他	馬淵
29.7.12	看護学校講義「老年期・認知症」	生徒	ひきこもり、その他	原田
29.9.6	看護学校講義「ひきこもり」	生徒	ひきこもり、その他	加藤
29.9.11	看護学校講義「社会復帰」	生徒	社会復帰	元木
29.9.13	看護学校講義「セルフヘルプとソーシャルサポート」	生徒	社会復帰	白井
29.9.20	看護学校講義「精神障害者のケアマネジメント」	生徒	社会復帰	田村

(6) 会議等の内訳

ア 思春期、ひきこもり、心の健康づくり

年月日	内容	担当
29.6.1 他	県教育委員会職員健康管理審査会(神経/精神障害部門)(計3回)	原田
29.9.9	平成29年度地域若者サポートステーション講演会	上原
29.9.27	教育支援センター「ハートフルスペース」連絡協議会(計2回)	上原
29.10.26	平成29年度「子供・若者育成支援のための地域連携推進事業(中国・四国ブロック研修会)」	上原
30.2.1	災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)研修(高度編)	原田
30.3.5	鳥取大学学生支援センター主催 学生対応研修会「ひきこもりと対話」	上原
30.3.14	平成29年度ひきこもり支援ネットワーク連絡会	上原
30.3.21	困難を抱える若者に寄り添うフォーラム	上原

イ 社会復帰

年月日	内容	担当
29.4.11 他	通院公費負担医療・精神障害者保健福祉手帳審査部会(計23回)	原田
29.4.14 他	リハビリテーション技術(計11回)	植田
29.4.17 他	医療観察ケア会議(計7回)	元木
29.4.27 他	権利擁護(計2回)	植田
29.5.22 他	地域移行担当者連絡会(計3回)	元木
29.5.24	地域移行プロジェクト会議	元木
29.5.29	平成29年度障害者就業・生活支援センターしらはま連絡会	田村
29.5.30	鳥取県障がい者雇用推進実施会議	元木
29.6.3	平成29年度第1回高次脳機能障がい支援研修会	上原
29.6.15 他	県西部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議(計2回)	原田
29.6.17	訪問支援	植田
29.7.3	圏域別生活困窮者自立支援推進会議	元木
29.7.13	平成29年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会	元木
29.7.14	鳥取医療センター医療観察法病棟「外部評価会議」	原田
29.8.30	精神障害者雇用支援連絡会議	田村
29.9.27	平成29年度鳥取県地域移行支援研修	元木
29.10.6	退院後支援計画作成に関わる協議	元木
29.11.9	鳥取公共職業安定所障害者雇用連絡会議	田村
29.11.21	平成29年度地域生活定着支援に係る関係機関等連絡協議会	元木
29.12.15	精神障がい者地域移行推進会議	元木
30.2.9	平成29年度障がい者就業支援推進会議・第2回障がい者雇用推進実施会議	元木
30.2.24	全国精神保健福祉センター長会地域総合推進事業ワークショップ/講義「班研究報告」	原田
30.3.10	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療の適正な運用を考えるためのシンポジウム	原田

ウ 自死対策

年月日	内容	担当
29.5.24 他	平成29年自死対策担当者連絡調整会議(計2回)	馬淵

29.5.30 他	平成29年度自死対策事業相談窓口担当者連絡会（計3回）	馬淵
29.7.10 他	平成29年度地域自殺対策推進センター等連絡会議（計2回）	馬淵
29.8.18 他	平成29年度自死対策市町村担当者連絡会（計4回）	馬淵
29.9.5 他	平成29年度日南町こころの健康づくり事業（自死対策）に係わる連絡会（計2回）	馬淵
29.10.25	第12回ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク会議	馬淵
29.11.7 他	鳥取県心といのちを守る県民運動（計2回）	馬淵他
30.2.8	若年層自死対策相談支援体制に係る意見交換会	馬淵
30.2.8	若年層自死予防対策研修会	馬淵
30.2.22	平成29年度第2回かかりつけ医と精神科医との連携会議	馬淵

エ その他

年月日	内 容	担当
29.4.5	認知症の行動障害の治療と訪問支援	植田
29.4.12 他	江津地区施設長連絡会（計10回）	原田
29.4.15	鳥取県精神科病院協議会定期総会	原田
29.4.20	新規抗てんかん薬の効果と注意点について	植田
29.4.22 他	全国精神保健福祉センター所長会常任理事会（計2回）	原田
29.5.29 他	平成29年度精神保健福祉担当者会議（計3回）	臼井他
29.6.24	アディクションを語る集い2017	馬淵
29.7.6 他	平成29年度全国精神保健福祉センター所長会（計4回）	原田
29.7.7 他	平成29年度全国精神保健福祉センター所長会理事会（計4回）	原田
29.7.7 他	平成29年度全国精神保健福祉センター所長会総会（計2回）	原田
29.7.7 他	薬物依存症者の地域支援に関する勉強会（計4回）	加藤
29.8.24	所内保健師研修（災害時の保健師活動）	馬淵
29.8.31	平成29年度中国・四国精神保健福祉センター所長、主管課担当者会議	元木他
29.9.1	アルコール健康障害支援拠点機関依存症研修会1「面接技法と回復への支援」	加藤
29.9.1	第34回中国・四国アルコール関連問題学会 ギャンブル依存症地域連携のあり方検討会	加藤
29.9.2	第34回中国・四国アルコール関連問題学会 アルコール健康障害と対策推進に向けて	加藤
29.9.7	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳に係る担当者会	田村
29.10.21	全国精神医療審査会連絡協議会岡山シンポジウム	原田
29.10.31	第53回全国精神保健福祉センター研究協議会	原田
29.11.3	アルコール健康障害を考えるフォーラム	加藤
29.11.22	鳥取県被害者支援フォーラム	上原
29.11.25	第8回アディクション・フォーラム	加藤
29.12.5	平成29年度鳥取県薬物乱用防止教育研修会	加藤
29.12.9	平成29年度かかりつけ医等依存症対応力向上研修会	加藤
29.12.9	鳥取県アルコール健康障害支援拠点機関主催研修会	加藤
30.1.26	第2回精神障害者雇用支援連絡協議会	元木
30.1.27	訪問支援	植田
30.2.2	平成29年度犯罪被害者支援のための地域保健福祉活動連携研修会	上原
30.2.22	DV被害者ケース検討会	馬淵
30.2.22	県教育委員会職員健康管理審査会（神経／精神障害部門）	原田
30.2.23	全国精神医療審査会連絡協議会総会シンポジウム	臼井
30.3.2	平成29年度鳥取県地域依存症対策推進委員会	加藤
30.3.5	平成29年度東部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	元木
30.3.23	平成29年度鳥取県アルコール健康障害対策会議	加藤

2 教育研修

(1) 教育研修の実施状況

研修会名	年月日	内容・講師等	対 象	場 所	参加人数
地域支援事業者（就労及び居宅関係事業者）研修会	29.11.29	<p>■講義『精神障がい・発達障がいの理解～障害特性と対応について～』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊</p> <p>■報告 ①「就労支援事業所における支援の実際」 発表 伯耆みらい支援員 上田 正史氏 ②「居宅支援事業所における支援の実際」 発表 鳥取介護サービス 管理者兼サービス提供 責任者 山下 和敏氏</p> <p>■意見交換 『各機関の取組みと課題について』</p>	就労及び居宅関係事業所等の職員	中部総合事務所	35
精神障がい者地域移行支援強化事業「平成 29 年度精神科訪問看護管理者・従事者研修会」	29.12.16	<p>■講義『地域で支える～精神科訪問看護が果たす役割』 講師 日本精神科看護協会 業務執行理事 仲野 栄氏</p> <p>■事例検討 事例提供 鳥取県看護協会 訪問看護ステーション 坂本 万理氏 進行 西伯病院地域連携室 高田 久美氏</p>	精神科医療機関及び訪問看護ステーションにおいて訪問看護等に従事している者等	新日本海新聞社中部ホール	41
社会復帰関係者連絡会（デイケア等連絡会）	30.2.28	<p>■講義『精神保健福祉の動向とデイケアの今後のあり方』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊</p> <p>■報告 ①「各医療機関から現状と課題について～アンケート調査から」 精神保健福祉センター 田村 有希 ②「参加医療機関からの報告」</p> <p>■意見交換 『各機関の取組みと課題について』 『今後の取り組みの方向性について』</p>	精神科医療機関	倉吉体育文化会館	12
精神障がい者地域移行支援強化事業「平成 29 年度鳥取県精神障がい者地域移行支援者研修	30.3.2	<p>■報告 ①「医療機関の地域移行支援の取り組み」 社会医療法人明和会 医療福祉センター渡辺病院 ソーシャルワーカー松村 健司氏 ②「これからの精神医療と地域移行について」 精神保健福祉センター</p>	精神科医療機関、相談支援事業所職員、宿泊型自立訓練事業もしくは共同生活	伯耆しあわせの郷	30

会」		<p>所長 原田 豊</p> <p>■グループワーク(ケーススタディ) 「地域移行支援の実際を考える～ 地域移行から地域定着まで」</p> <p>=助言= 南部町国民健康保険西伯病院 地域連携室室長 高田 久美氏 養和病院PSW 三島 智子氏 相談支援センターサマーハウス 相談支援専門員 影井 千春氏</p>	援助事業を行 っている 事業所の職 員、県・市 町村職員等		
自死対策研修 会	29.6.7	<p>■報告</p> <p>①鳥取県の自死の現状と課題～平成 28 年度の自死 統計の報告～ 精神保健福祉センター所長 原田 豊</p> <p>②「とっとり自死遺族自助グループコスモスの会の 活動を通して」 ・遺族の体験発表 ・コスモスの会の活動について とっとり自死遺族自助グループコスモスの会</p> <p>③「鳥取県における自死対策事業～家族の集いにつ いて～」 ヘルスプロモーションサポートオフィス 渡部 一恵氏</p> <p>■報告 「倉吉市保健センターにおける自死予防の取組」 倉吉市保健センター健康増進係保健師 椿 沙也香氏</p>	県市町村関 係機関職員	中部総 合事務 所	19
若年層におけ る自死対策研 修会	29.12.27	<p>■講義『自死対策からみた若年層に見られる精神疾 患について～発達障害やうつ病等を有する者への 対応～』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊</p> <p>■事例検討及び意見交換</p>	関係機関職 員	福祉相 談セン ター	27
精神保健福祉 センター所内 研修	計 5 回	<p>①精神保健福祉法（法改正、措置入 院後のガイド ライン等）</p> <p>②ギャンブル依存症（SAT-G 等）</p> <p>③事例への関わり方</p> <p>④精神疾患・精神障害（統合失調症・気分障害等）</p> <p>⑤精神科で使われる薬物</p>	精神科医療 機関、市町 村、総合事 務所福祉保 健局、県庁 担当課、地 域活動支援 センター、 司法機関等	精神保 健福祉 センタ ー	57
東部地区アル コール関連問 題ネットワー ク研究会 (第 1 回)	29.5.19	<p>■報告「アルコールについての健康教育の取組」 報告者 県教育委員会体育保健課 健康教育担当指導主事 西尾 郁子氏</p> <p>■報告「大学生の飲酒実態と取組について」 報告者 鳥取大学保健管理センター</p>	東部地域の 医療・保健 ・福祉関係 者及び職域 保健関係者 等	福祉相 談セン ター会 議室	33

		准教授 三島 香津子氏 ■報告「予防教育・普及啓発について ～他県の取組から学ぶ～」 報告者 渡辺病院副院長 山下 陽三氏			
東部地区アルコール関連問題ネットワーク研究会 (第2回)	29.8.25	■「救急業務の実情」 報告者 鳥取県東部広域行政管理組合消防局 警防課救急救助係長 佐々木 雅人氏 ■報告「アルコールと健康」 報告者 尾崎病院理事長 尾崎 舞氏 ■報告「定期健康診断におけるアルコール早期介入」 報告者 精神保健福祉センター係長 馬淵 伊津美	東部地域の医療・保健・福祉関係者及び職域保健関係者等	福祉相談センター会議室	30
東部地区アルコール関連問題ネットワーク研究会 (第3回)	29.11.17	■報告「家族支援について」 報告者 東部福祉保健事務所 社会福祉主事 浜田 千登勢氏 ■事例検討 「依存症の心理・行動の理解 ～クロスアディクションモデルを通じて～」 報告者 鳥取県アルコール健康障害 支援拠点機関渡辺病院 相談支援コーディネーター 林 敏昭氏	東部地域の医療・保健・福祉関係者及び職域保健関係者等	福祉相談センター会議室	32
東部地区アルコール関連問題ネットワーク研究会 (第4回)	30.2.16	■報告「鳥取刑務所における取組」 報告者 鳥取刑務所処遇部企画部門教育専門官 三井 伸正氏 ■報告「地域生活定着支援センターの取組」 報告者 地域生活定着支援センター 相談員 鎌谷 翔平氏 ■NA 鳥取グループ オープンメッセージ	東部地域の医療・保健・福祉関係者及び職域保健関係者等	福祉相談センター会議室	31
ギャンブル依存症の支援に関する勉強会	29.9.19	■講義『ギャンブル依存症について』 精神保健福祉センター 所長 原田 豊 ■報告「精神保健福祉センターでのギャンブル相談の対応状況について」 精神保健福祉センター スタッフ ■意見交換「各圏域でギャンブル相談対応状況と今後のあり方について」	保健所	中部総合事務所	11
思春期～成人期の発達障がいに関する研修会	29.5.10	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【東部】テーマ：発達障害の理解、事例への関わり方	県市町村関係機関職員	福祉相談センター	11
	29.5.17	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【西部】テーマ：発達障害の理解、事例への関わり方		西部福祉保健局	11

29.6.21	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【中部】テーマ：発達障害の理解、事例への 関わり方	中部福祉 保健局	12
29.7.12	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【東部】テーマ：事例（学童期・思春期）	福祉相談 センター	14
29.7.19	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【西部】	西部福祉 保健局	9
29.8.23	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【中部】	中部福祉 保健局	8
29.9.13	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【東部】テーマ：事例（ひきこもり・就労支援）	福祉相談 センター	14
29.9.20	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【西部】テーマ：事例（ひきこもり・就労支援）	西部福祉 保健局	6
29.10.18	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【中部】テーマ：事例（ひきこもり・就労支援）	中部福祉 保健局	8
29.11.8	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【東部】テーマ：社会資源の活用、産後・育児支援 （母が発達障がいの場合等）	福祉相談 センター	15
29.11.15	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【西部】テーマ：発達障害の理解、事例への 関わり方	西部福祉 保健局	5
29.12.13	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【中部】テーマ：社会資源の活用、産後・育児支援 （母が発達障がいの場合等）	中部福祉 保健局	6
30.1.10	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【東部】テーマ：精神疾患と鑑別	福祉相談 センター	20
30.1.17	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【西部】テーマ：精神疾患と鑑別	西部福祉 保健局	4
30.2.21	思春期～成人期の発達障がいに関する研修会 【中部】テーマ：精神疾患と鑑別	中部福祉 保健局	8
計			509

3 普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行った。

(1) 実施状況

区 分	延回数 (回)	対象者延人数(人)
講演会等	36	820
リーフレットの作成	0	0
教育教材 (ビデオ・パネル)、図書の出借	5	5
計	41	825

(2) 講演会等

ア 発達障害に関する勉強会<親の会> (精神保健福祉センター主催)
開催回数 11回 参加延人数 39人

イ 「不登校の子どもを持つ親の会」(鳥取市立西中学校)
開催回数 10回 参加延人数 70人

ウ SAT-G 集団プログラム (精神保健福祉センター主催)
開催回数 3回 参加延人数 11人

エ 講演会への講師等の派遣

年月日	内 容	参加人数	担当
29.6.28	新人社員向けメンタルヘルス研修会 (東部保健福祉事務所主催) / 講義「新人社員が心元気に働き続けるために」	60	原田
29.7.1	とっとり被害者支援センター・被害者支援ボランティア採用時養成講座 / 講義「犯罪が及ぼす被害者等の心理的影響」	10	原田
29.7.4	米子市精神保健福祉ボランティア講座 / 講演「精神障がいについて～病気の理解と障がい者の現状と課題」	20	原田
29.9.29	ベストフレンド地域移行サポーター養成講座 / 講義「精神障がいの正しい理解」	40	原田
29.9.30	島根県隠岐の島町健康研修会 / 講演「元気はこころの健康から」	140	原田
29.10.25	第12回ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク会議・研修会 / 講演「発達障害を始めとした若者の課題」	80	原田
29.12.1	ジャパンディスプレイ鳥取工場メンタルヘルスケア / 講義「職場のコミュニケーション」	40	原田
29.12.8	八頭町地域自殺対策強化事業に係る講演会 / 講演「こころの病気に負けないために」	30	原田
29.12.10	ひきこもりを考えるフォーラム (主催: 山口県精神保健福祉センター) / 講演「ひきこもりの理解と対応」	80	原田
29.12.23	鳥取市醇風地区人権啓発研修会 / 講演「発達障害への理解と支援」	80	原田
30.2.26	鳥取市精神保健福祉交流会 / 講演「精神疾患と障がいについて」「眠れてますか? 睡眠と健康」	40	原田
30.3.12	南部町講演会 / 講義「ひきこもり・不登校の理解と対応」	80	原田

4 調査研究

鳥取県における精神保健福祉活動の充実及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行った。

○第 60 回鳥取県公衆衛生学会（H29.7.6、米子市）

「鳥取県における措置入院制度の運用状況その 1～平成 28 年度の実績から～」臼井

「思春期から成人の発達障がい者の必要とされる支援について～鳥取県立精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談から～」山下

「鳥取県における措置入院制度の運用状況その 2～平成 21～27 年度の措置消退届けから～」原田

「鳥取県における精神科訪問看護の現状と課題」原田

○第 53 回全国精神保健福祉センター研究協議会（H29.10.31、鹿児島市）

「思春期から成人の発達障がい者の必要とされる支援について」山下

「鳥取県における職場のメンタルヘルス対策について」馬淵

「鳥取県中部地震（平成 28 年 10 月発生）における保健師活動」原田

○平成 29 年度福祉研究発表会（H30.2.9、倉吉市）

「鳥取県における措置入院制度の運用状況その 1～平成 28 年度の実績から～」臼井

「思春期から成人の発達障がい者の必要とされる支援について～鳥取県立精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談から～」山下

○平成 29 年度地域保健総合推進事業

「ひきこもりの精神保健相談・支援の実践研修」原田（統括者）

○公衆衛生

「鳥取県におけるアルコール健康障害対策推進計画の策定」原田（共同著書）

○公衆衛生情報

「市町村と連携して進める自殺対策～ご当地・睡眠キャンペーンキャラクター（スーミン）～」原田

○法と精神医療

「保護者制度廃止（法改正）後の問題点と課題」原田

5 精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談件数

(単位：件)

		実件数			延件数
		新規相談	継続相談※	計	
面接相談	所内	289	344	633	3,760
	所外	9	6	15	53
電話相談		486	55	541	1,952
計		784	405	1,189	5,765

※継続相談：前年度からの継続相談（前回相談が前年度以前の相談は新規相談に計上している。）

(2) 地域別（保健所管内別）相談延件数

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	3,303	366	29	57	5	3,760
	所外	34	4	15	0	0	53
電話相談		1,343	131	142	80	256	1,952
計		4,680	501	186	137	261	5,765

(3) 相談分類別延件数

		小児期	思春期	一般	アルコール (再掲)	ひきこもり (再掲)	計
面接相談	所内	8	672	3,080	9	894	3,760
	所外	0	18	35	0	10	53
電話相談		5	154	1,793	18	50	1,952
計		13	844	4,908	27	954	5,765

(4) 相談者別延件数

本人	家族	本人・ 家族	関係機関	本人・ 関係機関	家族・ 関係機関	本人・家族 ・関係機関	その他	計
2,762	1,637	1,199	102	29	8	18	10	5,765

(5) 面接相談（所内・新規相談）の状況

ア 年齢・性別

	12才 以下	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70才 以上	不詳	計
男	8	29	34	38	29	12	7	5	3	165
女	4	19	35	24	24	15	0	0	3	124
計	12	48	69	62	53	27	7	5	6	289

イ 対応結果

助言指導	継続指導	他機関紹介	来所予約	その他	計
103	142	1	8	35	289

(6) 電話相談（新規）の状況

ア 年齢・性別

	12才以下	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70才以上	不詳	計
男	7	19	24	21	21	11	7	1	106	217
女	3	12	25	22	17	17	16	10	147	269
計	10	31	49	43	38	28	23	11	253	486

イ 対応結果

助言指導	継続指導	来所勧奨	来所予約	他機関紹介	その他	計
399	14	3	41	2	27	486

(7) 特定相談（保健所管内別延件数）

ア 小児・思春期

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	594	78	7	1	0	680
	所外	18	0	0	0	0	18
電話相談		113	28	11	3	4	159
計		725	106	18	4	4	857

イ アルコール

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	9	0	0	0	0	9
	所外	0	0	0	0	0	0
電話相談		10	2	1	3	2	18
計		19	2	1	3	2	27

ウ ひきこもり

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	702	149	8	35	0	894
	所外	6	3	1	0	0	10
電話相談		34	8	5	1	2	50
計		742	160	14	36	2	954

(8) 相談延件数の年次推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
面接相談	3,039	3,163	3,336	3,799	4,311	4,013	4,252	4,090	3,813
電話相談	1,916	2,232	1,814	2,270	2,707	2,782	2,739	2,783	1,952
計	4,955	5,395	5,150	6,069	7,018	6,795	6,991	6,873	5,765

6 組織育成

地域精神保健の向上を図るため、保健所のその他関係諸機関を単位としてつくられた協力組織の育成を図るとともに、精神保健に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行った。

(1) 実施状況

区 分	対象・内容等	支援回数	対象者延人数
家族会	地域家族会、鳥取県精神障害者家族会連合会	19	254
作業所	地域作業所、県精神障がい者家族会連合会	1	50
精神保健福祉協会	精神障がい者スポーツ大会、心の健康フォーラムの開催	8	400
てんかん協会	てんかん自助グループ「フレンズ」	10	114
鳥取いのちの電話	相談員継続研修、市民公開講座 等	22	163
ひきこもり支援	ひきこもり対策支援機関連絡会の開催、 とっとりひきこもり生活支援センター	12	97
発達障がい家族会	「らっきょうの花」	11	110
当事者グループ	自助グループ「きない家」「ぼちぼちの会」「ボレボレ」等	22	174
SST 研究会	SST 研究会世話人会、経験交流会等への参加	4	82
犯罪被害者支援	犯罪被害者自助グループ「なごみの会」定例会	1	11
自死遺族支援	とっとり自死遺族自助グループ「コスモスの会」の支援、 自死遺族の集いの開催	10	17
その他	自閉症協会等	26	134
計		136	1,559

(2) 鳥取県精神保健福祉協会事務

鳥取県精神保健福祉協会は、鳥取県における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及啓発に努め、精神的健康の保持増進を図ることを目的としている。事務局が精神保健福祉センターにあり、次のような事務を行った。

ア 会議の開催等

年月日	内 容	場 所	参加人数
29.4.27	鳥取県精神保健福祉協会理事会	県民ふれあい会館	17
29.4.27	鳥取県精神保健福祉協会総会	県民ふれあい会館	25
29.7.3	精神保健福祉事業功労者協会長表彰審査会	精神保健福祉センター	7
29.9.1	鳥取県総合福祉大会への参加 (精神保健福祉事業功労者協会長表彰 表彰式 団体：団体3名 個人：8名)	倉吉未来中心	—

イ 普及啓発事業

年月日	内 容	場 所	参加人数
29.9.14	第 26 回心の健康フォーラム 「映画で理解する高次脳機能障害」 講師 デイジユリドゥ奏者 GOMA 氏	とりぎん文化会 館小ホール	約 300 人

- ・協会広報誌「こころのけんこう」第 45 号の発行
- ・クリアファイル「眠れてますか？十分な睡眠は、心と体の栄養です」、啓発用小冊子「お酒との付き合い方、見直してみませんか」「心が疲れた君へのメッセージ」の配布

ウ 精神障がい者スポーツ振興事業（鳥取県からの委託事業）

年月日	内 容	場 所	参加人数
29.10.14	精神障がい者バレーボール大会鳥取県大会 (選抜リーグに 3 チームが参加)	あやめ池スポーツセ ンター	65
30. 3.6	精神障がい者フットサル交流会	倉吉体育文化会館	26
30.2.26	精神障がい者バレーボール大会鳥取県大会反省会	中部総合事務所	5

7 暮らしの講座

県内在住の精神障がいのある方が、病気や障がいの理解を深めるとともに、趣味活動の幅の拡大及び健康の増進を行うことにより、地域で自分らしい生活をしていくことを目的に、平成18年7月から実施している。

(1) 概要

対象者	精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神疾患で医療機関に受診している者	
開催状況	開催回数	概ね月3回（月曜日、木曜日、日曜日）
		6か月1クールに期間を区切り、2クール実施した。 第1クール（平成29年4～9月） 27回 第2クール（平成29年10～平成30年3月） 16回
	開催時間	13時30分～15時30分
	学習講座 健康講座（睡眠）	病気や障がいについて学ぶとともに、より自分らしく生活できるコツについて話し合った。
	手芸講座	マクラメを使い簡単な小物を作った。
	リラックス講座	ストレス解消などを目的に、身体や頭を使ったレクリエーションを行った。
	ソフトバレーボール講座	スポーツを通して、健康の増進や趣味の幅を広げた。
	フットサル講座	スポーツを通して、健康の増進や趣味の幅を広げた。

(2) 受講者数

	第1クール		第2クール	
	実	延	実	延
学習講座・健康講座	7	13	4	4
手芸講座	5	13	2	3
リラックス講座	8	21	6	15
ソフトバレーボール講座	12	56	9	28
フットサル講座	13	52	13	37
全 体	26	155	24	87

8 精神医療審査会事務

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神病院に入院中の患者の入院継続の可否及び処遇の適否に関して、公正かつ専門的な見地から審査を行い、もって精神障がい者の人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を行うために設置されている。平成14年4月から、精神医療審査会に関する事務が精神保健福祉センターに移管された。鳥取県精神医療審査会の委員は14名で、2つの合議体からなり、毎月1回開催している。

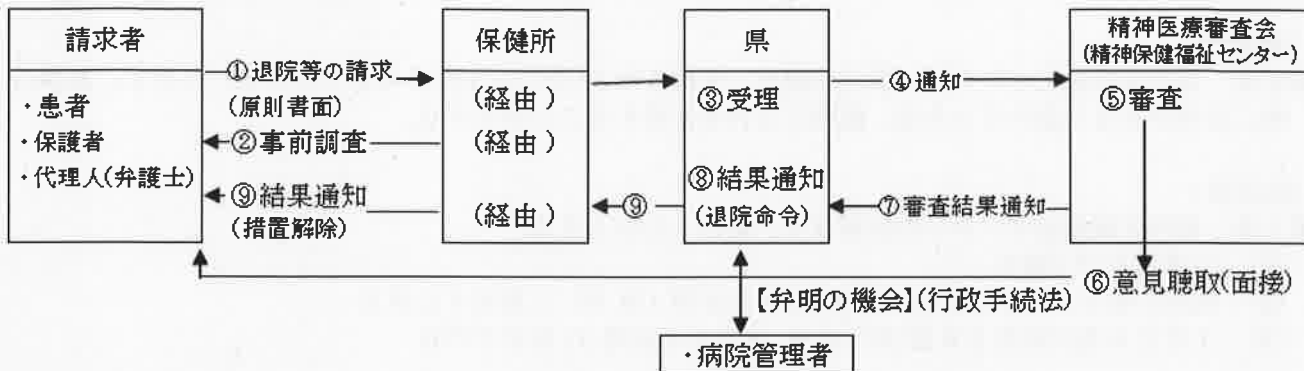
(1) 書類審査

ア 医療保護入院者の入院届（法第33条第4項）	審査件数 1,235件
イ 医療保護入院者の定期病状報告書（法第38条の2第1項）	審査件数 655件
ウ 措置入院者の定期病状報告書（法第38条の2第1項）	審査件数 7件

(2) 退院請求及び処遇改善請求（法第 38 条の 4）に係る審査

ア 請求件数	退院請求	8 件
	処遇改善請求	0 件

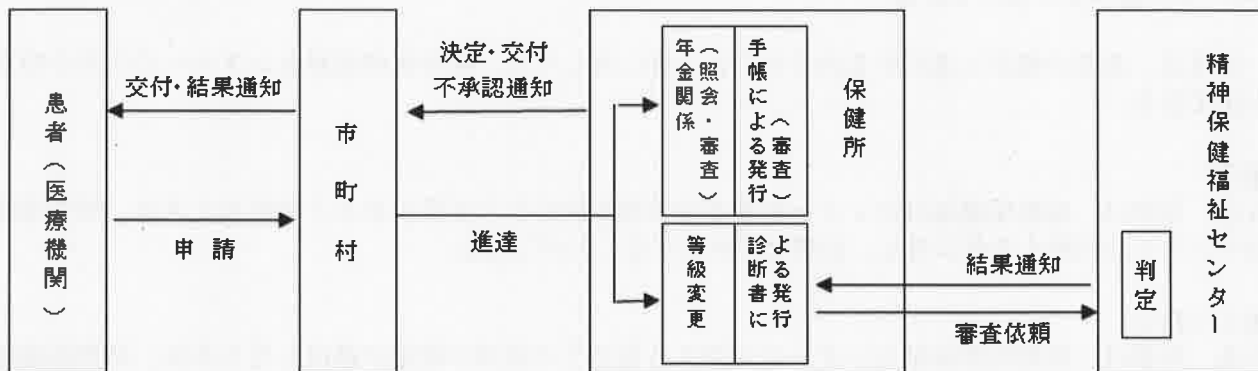
イ 退院請求等に係る事務の流れ



9 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第 45 条）及び障害者総合支援法（第 52 条）に基づき、平成 14 年 4 月から自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の可否の判定、精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び等級の判定を、精神保健福祉センター所長が招集する判定会の会議にて行っている。判定委員は精神保健指定医で構成し、委員 4 名のうち半数以上が出席して、毎月 2 回判定会を開催している。

(1) 業務の流れ



(2) 判定件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自立支援医療 (精神通院医療)	676	586	703	565	603	613	539	654	602	540	642	432	7,155
精神障害者 保健福祉手帳	141	148	173	131	148	139	130	179	135	102	187	151	1,764

Ⅲ 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則 (鳥取県規則第49号)

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年5月鳥取県条例第14号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）の管理に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休所日)

第3条 精神保健福祉センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(行為の制限等)

第4条 精神保健福祉センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 精神保健福祉センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が定める行為

2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、精神保健福祉センターへの入所を拒むことができる。

(指示)

第5条 知事は、精神保健福祉センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、精神保健福祉センターを利用する者に対し、必要な指示をすることができる。

(退去の命令)

第6条 知事は、精神保健福祉センターを利用する者がこの規則の規定に違反したときは、精神保健福祉センターからの退去を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第50号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第52号）

(施行期日)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鳥取県立精神保健センター管理規則の規定によりなされた申請は、この規則による改正後の鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 8 年規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 91 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則により改正される規則 (以下「個別規則」という。) に規定する書類のうち、この規則の施行の際に存在する書類で、改正前の個別規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の個別規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後の個別規則に定める書類として使用することができる。

附 則 (平成 30 年規則第 32 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

IV 鳥取県立精神保健福祉センター業務要領

(目的)

第1条 この要領は、精神保健福祉センター運営要領（平成8年厚生省保健医療局長通知）に定めるもののほか、鳥取県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）における精神保健業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項について定めることを目的とする。

(基本業務)

第2条 精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精神保健福祉に関する企画立案
- (2) 健所及び関係諸機関に対する技術指導及び技術援助
- (3) 精神保健福祉業務従事者の教育研修
- (4) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- (5) 精神保健福祉に関する調査研究
- (6) 精神保健福祉に関する相談（複雑または困難なもの。）
- (7) 精神保健福祉に関する組織育成
- (8) 精神医療審査会に関する事務
- (9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務
- (10) その他精神保健福祉の向上に関し必要な業務

(業務の実施内容)

第3条 前条各号に掲げる業務は、次のとおり行うものとする。

- (1) 企画立案
地域精神保健福祉を推進するため、鳥取県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。
- (2) 技術指導及び技術援助
地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。
- (3) 教育研修
鳥取県内の精神保健福祉関係業務に従事する職員等を対象に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。
- (4) 普及啓発
一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対し専門的立場から協力、指導及び援助を行う。
- (5) 調査研究
地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等について調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、鳥取県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。
- (6) 精神保健福祉相談
精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導（複雑又は困難なもの。）を行う。
- (7) 組織育成
地域精神保健福祉の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。
- (8) 精神医療審査会
精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行う。
- (9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳等の判定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定による精神障害者通院医療費公費負担及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行う。

(実施細目)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、所長が定める。

附 則

この業務要領は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成30年4月1日から施行する。

V 資料編

鳥取県市町村における妊産婦支援の現状と課題 ～妊産婦支援に関するアンケート調査から～

鳥取県立精神保健福祉センター

馬淵伊津美、加藤美由紀、浜田千登勢、山下倫明、原田 豊

鳥取県内各市町村における妊産婦支援の状況を知るために、アンケート調査を実施した。

アンケートは、各市町村担当者に質問用紙を郵送配布し、実施期間は、平成 30 年 7 月 1 日～15 日とし、全市町村から回答を得た。

アンケート結果について、報告する。

1. 妊娠中からの取り組みについて

1) 妊娠中からの支援については、県内全市町村において「①妊娠中から支援が必要とされている方への対応は既に行っている。」との回答だった。

2) 妊娠中から支援が必要とされる方への具体的な対応内容については、8 市町村が母子手帳交付時や妊娠届出時の機会を活用し、状況把握が行われていた。その他には妊娠中からの家庭訪問や面談、電話相談による支援や母子保健事業（両親学級など）による支援も行われていた。

3) 支援の理由については、「①精神疾患で通院している」「②診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要」「③未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要」「④生活困窮等、生活状況の課題がある」「⑤その他」のすべてにおいて、それぞれの市町村で支援が行われていた。また、⑤その他の対象者としては、“支援者相談者がいない”“妊娠届けが遅い”“外国人妊婦”“気になる妊婦”など専門職からみた視点をもとに介入している事例もみられた。

4) 支援理由からみた支援件数については、最も

多い支援件数だったのは「③未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要」が全市町村の集計で 323 件、ついで「②診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要」が 274 件、「④生活困窮等、生活の課題がある」が 208 件、「⑤その他」147 件、「①精神疾患で通院している」が 119 件となっていた。「⑤その他」147 件の支援理由は“支援者相談者が居ない”“若年・未婚”“発達障がいがあり支援が必要とされる”などであった。

5) 支援が必要な者へ支援する上で、苦勞していることについては、“支援者側は支援が必要であろうと考えていても本人が支援をうける必要性を感じていない事例への関わり”が多く見られた。その中には連絡を取ってもなかなか繋がらないという場合も多いと考えられ、関係づくりに苦慮されているようだった。

2 産後うつの評価指標について

1) 「エジンバラ産後うつ病自己評価票」の活用については、活用していると回答したのは 7 市町村で活用していないと回答したのは 12 市町村だった。活用している市町村がエジンバラを実施している時期は産後 2～4 か月となっていた。対象は全産婦を対象としている市町村と、必要と判断された方を対象に実施している市町村があった。

2) 「エジンバラ産後うつ病自己評価票」の評価としては、活用している 7 市町村全てが 9 点以上としており、継続訪問等による支援が行われていた。

また2つの町では、他の質問票も活用し、評価が行われていた。

3) 今後、「エジンバラ産後うつ病自己評価票」を活用する予定については、4町が活用する予定がある、6市町が活用する予定はないと回答した。

3 産後の取り組みについて

1) 産後の支援については、県内ほとんどの市町村において「①産後、支援が必要とされている方への対応は既に行っている。」との回答だった。

2) 産後支援が必要とされる方への具体的な対応内容については、産後ケア事業等の活用や産婦及び児双方のフォローができる体制の確保を想定され、産後の支援は他部署(子育て支援センター)との連携をされている市町村がほとんどだった。

3) 支援の理由については、「①精神疾患で通院している」「②診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要」「③未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要」「④生活困窮等、生活状況の課題がある」「⑤その他」のすべてにおいて、それぞれの市町村で妊娠中からの継続支援が行われていた。

4) 支援理由からみた支援件数については、最も多い支援件数だったのは「③未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要」が全市町村の集計で240件、ついで「④生活困窮等、生活の課題がある」が186件、「②診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要」が152件、「⑤その他」135件、「①精神疾患で通院している」が52件となっていた。

5) 支援が必要な者へ支援する上で、苦勞していることについては、妊娠期同様、“支援者側は支援が必要であろうと考えていても本人が支援をうける必要性を感じていない事例への関わり”が多くみられた。産後については、妊産婦だけではなく児へのフォロー体制を作ることも必要とされており、保健師だけではなく、関係機関等とも連携を

図りながら対応がなされている。

4 産後うつへの対応について

1) 産後うつへの対応については、県内全市町村において「①産後うつに対しては既に行っている。」との回答だった。

2) 産後うつへの具体的な対応内容については、妊娠期の母子保健事業(両親学級や母子手帳交付時など)に産後うつの情報提供をしている市町村や医療機関と連携を図り対応している市町村もあった。

5 妊産婦で支援を要する者への具体的な支援体制について

1) 支援を行っているスタッフで最も多いのは保健師で18市町村、次いで助産師が12市町村、その他の専門職が6市町村となっていた。看護師や臨床心理士も支援に関わっている市町村もあった。その他の専門職については5市町が保育士であった。

2) 連携を図っている課や機関は母子や家庭全体のサポートができるよう庁内の関係機関が関わって対応されている市町村、また、産科医療機関との連携・情報共有を図っているとの回答が多かった。

(参考)

資料1 質問用紙

資料2 アンケート結果

資料1

妊産婦の支援に関するアンケート

- ・市町村及び所属課名 _____
- ・回答者氏名 _____
- ・連絡先 _____

問1 妊娠中からの取り組みについてお聞かせください。

(1) 妊娠中から支援が必要とされる方への対応について教えてください。

① 妊娠中から支援が必要とされる方への対応は既に行っている。

具体的な対応内容：

② 妊娠中から支援が必要とされる方に対して、今後何らかの対応を予定している若しくは検討したい。

③ 現時点では特に対処を考えていない。

(2) 支援の理由について、以下の中から選択してください。(複数回答可)

- ① 精神疾患で通院している
- ② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要
- ③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要
- ④ 生活困窮等、生活状況の課題がある
- ⑤ その他
理由 ()

(3) 上記①～⑤それぞれの支援件数について、平成29年度の実件数を記載してください。

- ① 精神疾患で通院している (件)
- ② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要 (件)
- ③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要 (件)
- ④ 生活困窮等、生活状況の課題がある (件)
- ⑤ その他 () (件)

(4) 上記の方を支援する上で、苦勞していることや気を付けていること等について記載してください。

問2 産後うつの評価指標について、お聞かせください。

(1) 「エジンバラ産後うつ病自己評価票」を活用していますか。

- ① 活用している
- ② 活用していない

※①を選択した場合、下記(2)へお進みください。

※②を選択した場合、下記(3)へお進みください。

(2) 問2(1)で「①活用している」とお答えいただいた場合にのみ、以下の①・②についてお答えください。

① いつ頃、どのような対象に行っていますか。

- ・実施時期：
- ・対 象：

② エジンバラ産後うつ病自己評価票をどのように評価し、支援につなげていますか。

(例) ・〇点以上を要支援対象とし、調査後リスクの高い場合は保健師により1週間毎の訪問を行っている。

()

(3) 問2(1)で「②活用していない」とお答えいただいた場合のみ、以下の中から選択してください。

- ① 今後、活用する予定がある。
- ② 今後、活用する予定はない。
- ③ その他の評価指標を活用している。(活用している評価指標：)

問3 産後の取組みについてお答えください。

(1) 産後、支援が必要とされる方への対応について教えてください。

① 産後、支援が必要とされる方への対応は既に行っている。

(具体的な対応内容：)

- ② 産後の支援が必要とされる方に対して、今後何らかの対応を予定している若しくは検討したい。
- ③ 現時点では特に産後の支援が必要とされる方への対応は考えていない。

(2) 支援の理由について、以下の中から選択してください。(複数回答可)

- ① 精神疾患で通院している
 - ② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要
 - ③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要
 - ④ 生活困窮等、生活状況の課題がある
 - ⑤ その他
- 理由 ()

(3) 上記①～⑤それぞれの支援件数について、平成29年度の実件数を記載してください。

- ① 精神疾患で通院している () 件)
- ② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要 () 件)
- ③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要 () 件)
- ④ 生活困窮等、生活状況の課題がある () 件)
- ⑤ その他 () () 件)

(4) 上記の方を支援する上で、苦勞していることや気を付けていること等について記載してください。

()

(5) 産後うつへの対応についてお答えください。

- ① 産後うつに対しては既に対応を行っている。

具体的な対応内容 :

()

- ② 産後うつに対して、今後何らかの対応を予定している若しくは検討したい。
- ③ 現時点では特に産後うつへの対応を考えていない。

問4 妊産婦で支援を要する者への具体的な支援体制についてお聞かせください。

(1) 支援を行っているスタッフについて、以下の中から選択してください。(複数回答可)

- ① 保健師 ② 看護師 ③ 助産師 ④ 精神保健福祉士 ⑤ 臨床心理士
- ⑥ その他の専門職(職種 :)

(2) 支援体制について、連携を図っている課や機関はありますか。あれば具体的にお書きください。

()

問5 妊産婦のメンタルヘルス支援について、研修に盛り込んで欲しい内容をお書きください。（自由記載）

[]

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

妊産婦の支援に関するアンケート 結果

問 1 妊娠中からの取り組みについてお聞かせください。

(1) 妊娠中から支援が必要とされる方への対応について

- | | |
|---|----|
| ① 妊娠中から支援が必要とされる方への対応は既に行っている | 19 |
| ② 妊娠中から支援が必要とされる方に対して、今後何らかの対応を予定している
若しくは検討したい。 | 0 |
| ③ 現時点では特に対処を考えていない。 | 0 |

※ ①妊娠中から支援が必要とされる方への具体的な対応内容

- ・H27年4月より子育て世代包括支援センターを設置。母子健康手帳交付及び転入時にすべての妊婦に質問票を記入してもらい、助産師、保健師が相談を受けている。支援が必要な妊婦には支援計画書を作成し、妊娠期から継続支援を実施している。
- ・妊娠届出のあった方について、リスクアセスメントをし、必要時、電話・訪問・他課との連携・医療機関に連絡等実施している。
- ・電話連絡をし、体調の確認や出産に向けての準備、状況等を聞き必要に応じて家庭訪問を行う。
- ・母子手帳交付時に面談を行い、支援の必要性について検討（支援時期、内容、頻度など）
- ・妊娠届出時に相談や状況の把握を行う。妊娠中は電話などで体調や生活状況について相談を行う。
- ・家庭訪問や面談を実施している。
- ・必要時、助産師とも連携しながら同行訪問を実施し、出産若しくは今後の生活等についての不安解消に努め、必要であれば専門機関につないでいる。
- ・母子手帳交付時にリスク評価を行い、特定妊婦・気になる妊婦等を把握する。特定妊婦については、妊娠中から電話・訪問にて状況把握を行う。
- ・母子手帳交付時に妊婦の心身の状態に関する聞き取りを行い、支援が必要と思われる方には、妊娠期から訪問や医療機関との連携を行っている。
- ・子育て世代包括支援センターでプランを立てて支援
- ・要対協に情報提供し連携
- ・医療機関や関係課との情報共有及び連携支援
- ・妊娠中に電話・来庁などで面談実施
- ・パパママ教室へお誘いし、育児仲間づくりや相談先の紹介等実施
- ・妊婦訪問又は電話による現況確認
- ・プレママ、プレパパのつどい（両親学級）
- ・助産師相談会、ママカフェ（年3回）等事業への参加促進
- ・医療機関との連携
- ・母子手帳配布時にアンケートを実施し、リスク判定を行っている。その他にも、保健師が気になった妊婦に対しては様子の確認等フォローを行っている。
- ・妊娠届出時、全妊婦に妊娠届出時アンケートの実施。アンケートの結果、気になる妊婦は、地区担当保健師に繋げる。ケースによっては、担当保健師が課内で協議し、要対協連絡会で気になる妊婦として、情報提供を行う。
- ・産前訪問
- ・医療機関との情報共有、連携

(2) 支援の理由について (複数回答)

① 精神疾患で通院している	17
② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要	17
③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要	18
④ 生活困窮等、生活状況の課題がある	19
⑤ その他	11

※支援の理由：⑤その他の理由の内容

- ・ 支援者相談者がいない、妊娠届出が遅い、望まない妊娠
- ・ 外国人妊婦、ステップファミリー、支援者がいない等
- ・ 母(妊婦)自身の障害、家族や身近な支援者がいない、外国人妊婦で日本語が通じにくい
- ・ 妊婦健診を中断
- ・ 支援が必要と思われる状況が確認された場合
- ・ 娠に伴う体調不良、外国人、妊婦の疾患、特定妊婦 等
- ・ 核家族、家族に要介護者がいる等理由でサポートが希薄
- ・ 全ての妊婦へ現況確認
- ・ 保健師からみて気になる様子が見られる
- ・ 被虐待歴、妊娠届けが遅い場合、専門職からみて気になる場合
- ・ 妊娠届出時アセスメントシートで支援が必要な項目に該当した者

(3) それぞれの支援件数について (平成29年度の実件数)

① 精神疾患で通院している	127
② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要	279
③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要	341
④ 生活困窮等、生活状況の課題がある	214
⑤ その他	161

※それぞれの支援件数について：⑤その他の理由の内容

- ・ 支援者相談者がいない
- ・ 外国人妊婦、ステップファミリー
- ・ 妊婦自身の障害等
- ・ 若年、未婚、シングル
- ・ 発達障がいがあり支援が必要とされる妊婦
- ・ 妊娠に伴う体調不良、外国人、妊婦の疾患、特定妊婦 等
- ・ 育児支援者がいない、ステップファミリー、多子等
- ・ 専門職からみて気になる場合

(4) 支援が必要な者への支援をする上で、苦勞していることや気をつけていること

- ・地区担当保健師や、産後の支援サービスなどを紹介し、妊婦やその家族が安心して生活でき、妊娠出産を前向きに捉えられるように支援している。
- ・保健師は支援の必要性を感じても、妊婦本人がそれを望まない場合や、連絡が取りにくい場合の関わり方に苦慮する。
- ・電話をしても繋がらないケースや受け入れのよくないケースなどもあるので、適切な距離を取りながら支援することが難しい場合がある。
- ・妊娠届け出時の妊婦からの聞き取りにより、支援の有無の判断をするので、届け出時には妊婦の状況を許す範囲でゆっくり聞き取るようにしている。支援にあたっては連携する他課の方々とも協議をする。
- ・行政が支援を必要だと思われる妊産婦であっても、本人にとってはハイリスクとして感じていない方への支援。
- ・相談しやすい関係づくりを築くよう心がけている。
- ・最近、移住者が多くなり、自然派志向の考えのもと転入される方が目立つ。出産スタイル等にこだわりもあるため、保健師としての関わり方に苦慮している。中には保健師は信用してはいけない、本当の話をしてはいけないと思っている方もおり、乳幼児健診の勧奨、予防接種の接種勧奨などをする際も、相手の思いを尊重しながら、必要性などは伝えるようにしている。
- ・妊婦への聞き取りの際、精神疾患の罹患の有無について聞き取りが十分ではないことがある。特に過去罹患していた、治療していたが、現在の通院はないため記載しない方もいる。リスクの高い妊婦を把握するために使い安い質問票などがあれば教えてほしい。
- ・妊娠期間中に妊婦に関われる機会は少なく、母子手帳交付時の聞き取りが貴重な機会となっている。母子手帳交付時に、妊婦の心身の状態や既往歴、家族の支援の有無などの聞き取りを丁寧に行い、支援につなげられるように配慮している。
- ・支援体制構築
 - ・妊娠中に保健師が関わりを持つのは妊婦のみであることがほとんどであり、妊婦から家庭状況を聞き取ったうえで妊婦への支援を行っているが、夫など妊婦以外の家族との繋がりを構築したいケースもあり、そのような場合はきっかけづくりが困難な事例がある。
 - ・妊娠中の生活状況や子育て環境に課題はあるが、本人が課題があるとは認識していない場合、継続した介入や支援の提供が難しい。だが、子どもの健康状態に影響を及ぼす場合もあるため、信頼関係を築いて様子の確認ができたり、助言ができる関係が維持できるよう心がけている。
 - ・連絡のつきにくいケースがある。何度も連絡しても連絡がつかない場合は訪問等で様子を確認している。
 - ・対象者の受け入れは悪くないが、支援・指導をしても聞き入れられることはない。
 - ・母子手帳交付後、パパママ教室や個別面談で話をする機会を設けている。
 - ・医療機関と連絡票を用いて情報を共有している。
 - ・妊娠届出時、誰が対応を行っても気になる妊婦の見落としがないよう、マニュアルを作成している。
 - ・要対協連絡会を定期的で開催し、関係機関での情報共有。
 - ・必要時は医療機関とも連携をとる。

問2 産後うつの評価指標について、お聞かせください。

(1) 「エジンバラ産後うつ病自己評価票」を活用していますか。

- ① 活用している 7
- ② 活用していない 12

(2) ①活用していると回答した場合のみ

1) いつ頃、どのような対象に行っていますか。

- 米子市 ・実施時期：赤ちゃん訪問時（産後4か月まで）
・対象：産婦
- 倉吉市 ・実施時期：産後1～2か月頃の産婦、赤ちゃん訪問時
・対象：全産婦
- 三朝町 ・実施時期：赤ちゃん訪問（産後2か月までに訪問）
・対象：母子手帳交付時の聞き取りでリスクがあった方、又は赤ちゃん訪問時に保健師が必要と判断した方
- 湯梨浜町 ・実施時期：新生児訪問
・対象：新生児の母
- 北栄町 ・実施時期：産後1～2か月頃の産婦
・対象：町内の産婦
- 日吉津村 ・実施時期：赤ちゃん訪問時
・対象：全産婦
- 大山町 ・実施時期：①産後1か月以内に訪問を希望された方
②①以外の方は生後2か月までの赤ちゃん訪問時
・対象：全数

2) エジンバラ産後うつ病をどのように評価し、支援につなげていますか。

- 米子市 ・9点以上は必ず要支援対象とし、6か月児健診で様子を確認する。その他、9点以上の者についてはリスクアセスメントをし、継続訪問など、必要な支援につなげる。
- 倉吉市 ・9点以上であれば、2週間後を目安として電話あるいは訪問にて様子を確認する。
- 三朝町 ・9点以上を要支援対象としているが、訪問回数や頻度についての基準は設けていない。また、EPDSだけでなく、他の質問紙（赤ちゃんへの気持ち質問表、育児支援チェックリスト）も併用してリスクチェックしている。
- 湯梨浜町 ・9点以上をハイリスクとし、対応を地区担当、ネウボラ担当、産前産後サポート事業対応保健師とで対応を検討する。
- 北栄町 ・EPDS 9点以上の方や、育児チェックリスト、赤ちゃんへの気持ち質問票、EPDS項目の中で、自傷行為や虐待の危険性を示唆する要注意項目にチェックが付いた場合は、保健師により約1週間後に再訪問実施。その後は対象に併せて再訪問や教室・健診等で経過確認。
- 日吉津村 ・9点以上を要支援対象者とし、保健師の電話・訪問等で継続して近況を確認している。
- 大山町 ・得点が9点以上の方の把握
・生後5か月訪問時に様子を聞き取る

(3) ②活用していない、と回答した場合のみ

- ① 今後、活用する予定がある 4
- ② 今後、活用する予定はない 6
- ③ その他の評価指標を活用している 2

(4) 活用している評価指標

- ・リスクの高い場合は、個別プランを作成し、保健師・助産師によるサポートを行っている（電話・訪問等）。
- ・指標は用いていないが、訪問時、妊婦と関わる中で、精神面のアセスメントを保健師が行っている。

問3 産後の取り組みについてお答えください。

(1) 産後、支援が必要とされる方への対応について

- | | |
|---|----|
| ① 産後、支援が必要とされる方への対応は既に行っている | 19 |
| ② 産後の支援が必要とされる方に対して、今後何らかの対応を予定している若しくは検討したい。 | 0 |
| ③ 現時点では特に産後の支援が必要とされる方への対応は考えていない。 | 0 |

※ ①産後、支援が必要とされる方への具体的な対応内容

- ・新生児訪問（全例）・継続訪問（要支援ケース）、産後サロン（対象：産後2か月から6か月頃までの初産婦すべてと、担当が必要と感じた方）、産前産後サポート事業・産後ケア事業（母子ショートステイ、デイサービス）、医療機関との情報連携、いつでも計測や相談が専門職から受けられる窓口（子育て世代包括支援センター）を設置。
- ・赤ちゃん訪問後、リスクアセスメントを行い、必要な支援を実施（継続訪問、他課へつなぐなど）
- ・妊婦の時から継続して支援が必要な方へは、出産後早期の家庭訪問を行う。
- ・病院からの連絡票のある方へは、退院後早期に家庭訪問を行う。
- ・ファミサポ、養育支援訪問等のサービスの紹介を行う。
- ・妊娠期からの関わりより、医療機関と連携し、産後のリスク・サポート体制について、評価、プランを作成し、保健師、助産師の関わりを継続する。
- ・支援が必要と思われる産婦さんに対して、出産後の入院中に産科医療機関に訪問する。退院後の早期に、また継続的に家庭訪問を行う。子育てサロンなどへの参加も促す。
- ・産科医療機関と情報交換を行う。
- ・母子手帳交付時に聞き取りをした内容等で気になる母や家庭については早期に訪問等してフォローをしている。必要時には、女性と子どものサポートセンター「いのちね」の助産師と連携しながらフォローを実施。
- ・定期的な保健師の訪問、電話連絡
- ・産後ケア（ショートステイ、デイケア）の利用
- ・保健師による訪問、出産した医療機関との連携
- ・要保護児童対策協議会のケース登録（必要時）
- ・支援プランを立てて、具体的な対応内容、産前産後サポート事業での支援（訪問等）、産後ケア事業での訪問等支援を行っている。
- ・早期訪問及び継続訪問
- ・産後ヘルパー派遣（家事援助、）産後ケア事業（平成30年度より開始）
- ・産前産後ヘルパー派遣事業実施。平成30年度より、産後ケア事業開始。
- ・産後ケア事業（デイケア・ショートステイ）
- ・産後ヘルパーの無料派遣（退院から2か月・1日2時間までで10日間を上限）
- ・保健師の訪問、必要時臨床心理のカウンセリングを紹介
- ・産後早期に助産師による電話連絡、希望者には訪問
- ・産後デイケア

- ・ 地区担当保健師や必要に応じて助産師と一緒に訪問を行っている。
- ・ 助産師による個別相談・訪問の実施（委託）
- ・ 担当保健師による早期の訪問
- ・ 要対協連絡会を定期的に開催し、関係機関で情報共有
- ・ 産後訪問、電話訪問を退院後早期に行い、情報把握、他職種とケース会議を開き、支援内容を検討
- ・ 保健師や助産師による家庭訪問または電話訪問

(2) 支援の理由について（複数回答）

① 精神疾患で通院している	14
② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要	17
③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要	17
④ 生活困窮等、生活状況の課題がある	18
⑤ その他	9

(3) それぞれの支援件数について（平成29年度の実件数）

① 精神疾患で通院している	52
② 診断はついていないが、出産や育児への不安が高く支援が必要	152
③ 未成年や予期せぬ妊娠でサポートが必要	240
④ 生活困窮等、生活状況の課題がある	186
⑤ その他	135

(4) 産後の支援を行う上で、苦労していることや気をつけていること

- ・ 産婦さんのメンタル面から支援の介入を拒否されるケースについて、どのように支援を継続していくか難しい。
- ・ 最近、移住者が多くなり、自然派志向の考えのもと転入される方が目立つ。出産スタイル等にこだわりもあるため、保健師としての関わり方に苦慮している。中には保健師は信用してはいけない、本当の話をしてはいけないと思っている方もおり、乳幼児健診の勧奨、予防接種の接種勧奨などをする際も、相手の思いを尊重しながら、必要性などは伝えるようにしている。
- ・ 産後のフォローが必要と判断された方については、医療機関と連携し、産後早期の訪問を実施している。産後の時期に応じたフォローをするよう心掛けている。
- ・ 支援終了の評価
- ・ 周囲からの支援状況の確認、産婦自身が感じている状況（身体面・精神面状況）と保健師が見る客観的な状況に乖離がないか、子どもに対する思いの確認などに気を配り支援している。
- ・ 支援が必要な妊産婦さんに、情報が届くよう妊娠期の聞き取りと経過確認を実施し情報提供をしている。また、不安のある方が利用しやすくなるようクーポンを配布。
- ・ 親、友人からの情報から、適切ではない育児をされており、支援する側としては打つ手がない。
- ・ 地区担当保健師が継続して関わり、信頼関係を築くことで SOS が出しやすい関係をつくるよう心がけている。
- ・ 医療機関や子育て支援センターと情報を共有し、母子のフォローを行っている。
- ・ 出産後、担当保健師が早期に訪問を行い、母子との関係づくりを行う。
- ・ 必要時は医療機関とも連携をとる（同伴受診など）。

(5) 産後うつへの対応について

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ① 産後うつに対しては既に対応を行っている | 13 |
| ② 産後うつに対して、今後何らかの対応を予定している若しくは検討したい。 | 6 |
| ③ 現時点では特に産後うつへの対応を考えていない。 | 0 |

※ ①産後うつへの具体的な対応内容

- ・産後うつに限らず、支援が必要と思われる方は、継続して支援を行っている。
- ・医療機関につなぐ、医療機関との連携
- ・出産された病院と連携をとりあい、出産早期に家庭訪問を実施したり、電話連絡をとっている。
- ・必要に応じて入院中に産婦との面談を行う
- ・両親学級に産後うつについての内容を取り入れている。
- ・家庭訪問時の指導、気持の落ち込み等の聞き取り。
- ・子育てサロンへのお誘い。
- ・母子手帳交付時や赤ちゃん訪問時に、産後うつについて情報提供を行っている。
- ・「産後うつ」と診断された方はいないが、産後うつの方があった場合には医療機関との連携や、母の心身の休養が図れるよう、母子のショートステイやデイサービス、乳児一時預かり等の事業を産科医療機関に委託して実施している
- ・産科、精神科と連携。受診同行、家族調整、家庭訪問
- ・全妊婦を対象に産後2～3週間を目途に電話訪問。産後の不調やメンタル不調の有無等を確認
- ・新生児訪問時にマタニティブルーや産後うつについて、リーフレットを用いて説明。相談先の紹介を実施。
- ・臨床心理士によるカウンセリング
- ・医療機関受診勧奨
- ・早期に新生児訪問を行い、産婦・新生児の状態把握を行っている。また、必要に応じて繰り返し訪問を行ったり、ショートステイや産後ケアなどのサービスの情報提供・医療機関への受診同行を行っている。
- ・具体的な声かけを実施。必要時医療機関への受診につなげる。

問4 妊産婦で支援を要する者への具体的な支援体制について

(1) 支援を行っているスタッフについて（複数回答）

- | | |
|-----------|----|
| ① 保健師 | 18 |
| ② 看護師 | 2 |
| ③ 助産師 | 12 |
| ④ 精神保健福祉士 | 0 |
| ⑤ 臨床心理士 | 1 |
| ⑥ その他の専門職 | 6 |

※ ⑥その他の専門職

- ・保育士、保育士（養育支援家庭支援訪問員）、保育士（子育て支援員）
- ・産後ケア事業では産科医療機関委託で助産師が対応
- ・社会福祉士、管理栄養士

(2) 連携を図っている課や機関

- ・医療機関（産科、精神科、小児科）、こども家庭課、保育所、障がい福祉課、生活福祉課、児童相談所、乳児院、産後ケア施設、保健所、精神保健福祉センター
- ・子ども相談課（家庭児童相談室）
- ・産科、小児科医療機関
- ・虐待案件で既にあがっているケースや生活困窮的に支援が必要なケースは、妊娠期から関係機関である、教育課・保育園・子育て支援センターと連携しながら情報共有をしている。
- ・子育て支援センター、保育所（上に子どもが居る場合）、やわらかい風
- ・産科医療機関、要保護児童対策協議会、児童相談所 等
- ・総合福祉課（精神障害担当保健師等）、子育て支援センター、子育て支援課（要対協事務局）、産科医療機関、精神科医療機関
- ・産科医療機関、庁内の福祉部門（福祉あんしん課）、保育園・子ども園、地域子育て支援センター
- ・福祉保健課内に福祉・障がい担当者がおり、包括的に支援を行っている。
- ・ネウボラ担当と母子保健担当が子育て支援課・健康福祉課にそれぞれ配置されており、連携を図り支援を行っている。
- ・町要保護児童対策協議会（構成機関：町福祉課、町教育委員会、小中学校、保育所、児童家庭支援センター、民生児童委員協議会、警察署、児童相談所、保健所によって構成される。）を設置し、ケースの情報共有と支援内容を検討している。
- ・鳥取県助産師会と委託契約を結び、支援が必要と考えられる家庭への訪問を助産師と共に行っている。

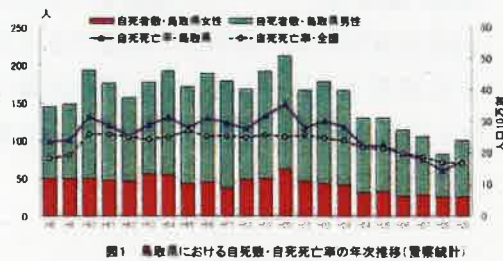
鳥取県における若年層（29歳以下）の自死者数 ～平成21年から27年の警察統計より～

鳥取県立精神保健福祉センター（自死対策推進センター）

原田 豊、馬淵伊津美、浜田千登勢、山下倫明、森 明美

1. 鳥取県の自死者数の推移（図1）

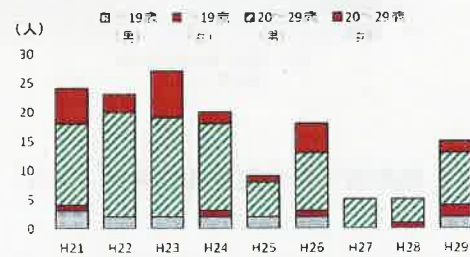
鳥取県の自死者数（警察統計、発見日・発見地）は平成20年の212人をピークに徐々に減少傾向にあり、26年114人、27年105人、28年82人と減少してきている。自死死亡率（人口10万対）も、平成26年は19.7と、平成8年以降初めて、全国平均（20.0）を下回り、27年、18.1（全国平均、18.9）、28年、14.3（17.1）と引き続き、全国平均を下回っている。29年は自死者数100人と増加し、死亡率も17.4と全国平均（14.4）を上回っているものの、30年は、再び、減少傾向にある。



2. 若年層（29歳以下）の自死者数の推移（図2）

鳥取県における若年層の自死者数も、年よっての差異は認めるが、全体的に減少傾向にある。しかし、この数値は、発見日・発見地の統計であるため、例えば、高等学校

卒業後、県外に進学・就職し、県外で自死したものは、この統計には反映されない。



3. 職業別に見た若年層の自死者数（図3）

平成21年～27年までの7年間の若年層の自死者126人（19歳以下、16人、20～29歳、110人）中、もっとも多いのは、「被雇用者・勤め人」52人（41.3%）であり、次いで、「その他の無職者」42人（33.3%）、「学生・生徒等」24人（19.0%）であるが、19歳以下では、「学生・生徒等」が12人ともっとも多く、4分の3を占めている。

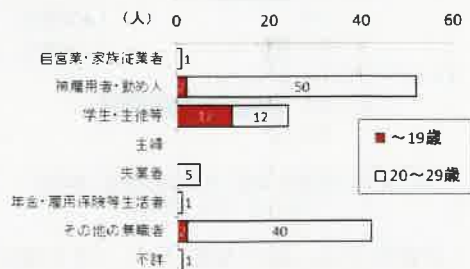


図3 鳥取県における若年層の職業別自死者数
平成21年～27年 警察統計 (n=126)

「その他の無職者」は、仕事を探していない、統合失調症・気分障害等の精神疾患を有するものや、ひきこもり状態にあるものと考えられる。この「その他の無職者」は、若年層だけではなく、すべての世代において一定の割合を認めている（図4）。

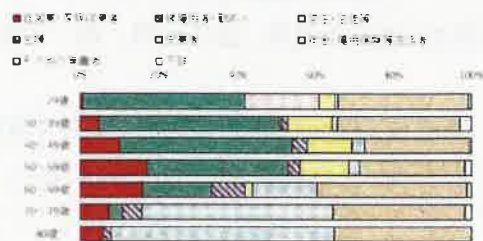


図4 年齢別・職業別自死者数
鳥取県（21～27）

居者あり 232 人（73.9%）、同居者なし 82 人（26.1%）と、4 分の 1 以上が独居である（図6）のに比較すると、若年層の「その他の無職者」は、独居はごくわずかであり、若年層の大半は、家族等と同居しているものと考えられる。

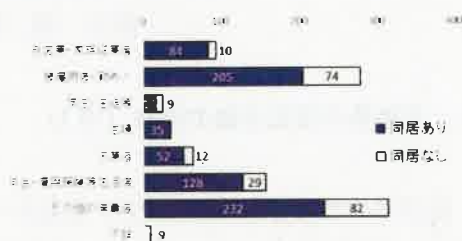


図6 同居別・職業別自死者数
鳥取県総数（21～27）
n=988 うら同居の有業不詳11人を除く

4. 職業別にみた同居者の有無（図5）

若年層 126 人中、同居者あり 102 人（81.0%）、同居者なし 24 人（19.0%）であった。職業別に同居者の有無をみると、独居（同居者なし）の占める割合は、「被雇用者・勤め人」52 人中 12 人（23.1%）、「学生・生徒等」24 人中 9 人（37.5%）、「その他の無職者」42 人中 2 人（4.8%）であった。「学生・生徒等」の 3 分の 1 以上を占める独居は、県外等からの進学によるものと考えられる。



図5 若年者の職業別・同居の有無別自死者数（鳥取県）
平成21年～27年 警察統計

全世代では、総計 989 人中、「その他の無職者」は 314 人（31.7%）であり、うち、同

5. 若年層の原因・動機別自死者数（図7）

自死に至る原因・動機としては、若年層（図7）、全世代（図8）ともに、健康問題が多いが、全世代では、「経済・生活問題」が次いで多いが、若年者では、家庭問題、男女問題、勤務問題などが、次いでいる。なお、原因・動機等については、遺書等の自死を裏付ける資料により明らかに推定できるものを自殺者 1 人につき 3 つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自死者数とは一致しない。



図7 若年者の原因・動機別自死者数（鳥取県）
平成21年～27年 警察発表

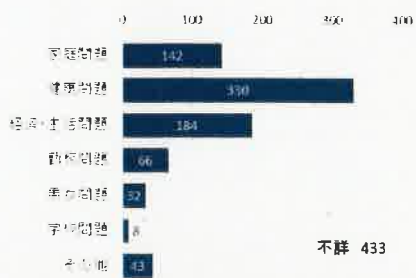


図8 原因・動機別自死者数(鳥取県)
平成21年～27年 警察発表

若年層の「健康問題」の内訳としては、病気の悩み・影響(うつ病)14人、病気の悩み・影響(統合失調症)6人等となっており、「勤務問題」の内訳としては、職場の人間関係5人、仕事の失敗、職場環境の変化、仕事疲れ各1人等となっている。

ちなみに、全世代の「被雇用者・勤め人」の原因・動機等は、健康問題がもっとも多く59人であり、次いで、勤務問題54人、経済・生活問題45人、家庭問題42人などとなっている(図9)。健康問題は、病気の悩み・影響(うつ病)36人、身体の悩み(身体の病気)12人等であり、勤務問題は、仕事疲れ20人、職場の人間関係16人である。

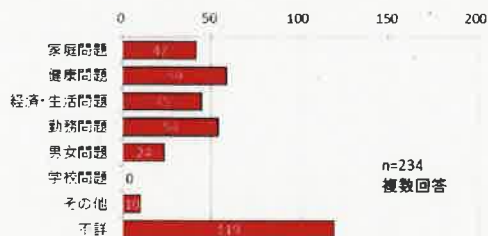


図9 「被雇用者・勤め人」自死者の原因・動機(鳥取県)
平成21年～27年 警察発表

これらのことから、自死者の職業が、「被雇用者・勤め人」であったとしても、その背景には、勤務上の問題だけではなく、健康問

題、経済生活問題、家庭問題等の複数の要因が重なりあっているものと考えられる。

6. 今後の若年者の自死対策の課題

以上のことから、若年層の自死者数を職業別でみると、もっとも多くみられるのは、「被雇用者・勤め人」「その他の無職者」「学生・生徒等」であり、特に、これらを考慮した自死対策を検討していくことは重要である。

「被雇用者・勤め人」に対しては、新人研修等を含めた職場のメンタルヘルス対策が重要となる。しかしながら、自死の原因・動機は、必ずしも、職場のみにあるとは限らず、その背景の健康問題や経済問題、家族問題等も多様に関与していると考えられ、さまざまな視点からのメンタルヘルス対策が総合的に行われる必要があると考えられる。また、職場での課題としても、昨今、社会問題となっている過重労働やパワーハラスメントへの対策など企業側への関りだけでなく、職場不適応を発生するような、企業側あるいは個人としての特性への配慮、支援も検討していくことが課題とされる。

「その他の無職者」に対しては、その背景に、統合失調症や気分障害等の精神疾患を有し、精神科治療を必要とするものも少なくないと考えられ、適切な精神医療の提供や、精神障害に対する福祉的支援も重要となってくる。ひきこもり支援の充実は、今後、重要な課題となってくる。

「学生・生徒等」に対しては、高等学校までは、教育委員会や各教育機関が、自死予防に重要な役割を果たすこととなるが、高等学校卒業後は、県外に独居で生活をしたり、

逆に、県外から進学により独居をしたりしている学生への支援が課題となる。地域や家族の支援が十分に受けられない学生に対しては、各大学・専門学校等の、保健管理センターや学生支援担当部署などと連携し、普及啓発、相談対応等を行っていくことが重要となる。

精神保健福祉センター所報
平成29年度実績

発行日 平成30年11月
発行所 鳥取県立精神保健福祉センター
〒680-0901 鳥取市江津318-1
電話 (0857)21-3031
ファクシミリ (0857)21-3034